

八尾市自転車ネットワーク計画

平成31年3月

目 次

1. 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2. 対象エリアの設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3. 自転車ネットワーク路線の選定・・・・・・・・・・	P 3
4. 自転車通行空間の整備形態の選定・・・・・・・・	P 4
5. 国・大阪府との連携した取組み・・・・・・・・	P 6
6. 自転車交通のルール周知、マナー向上について	P 6

1. 計画策定の背景と目的

自転車は、買い物や通勤・通学など日常生活における身近な交通手段としてだけではなく、健康志向の高まりや環境に優しい乗り物として多くの人に利用されています。一方で、交通事故全体の件数が減少傾向にある中、交通事故全体に占める自転車関連事故の割合は、増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、各地域において自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を推進することを目的として、平成 24 年 11 月に国土交通省と警察庁が合同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年 7 月更新）」（以下、ガイドライン）を策定し、道路管理者が関係機関と連携し、自転車通行空間を整備していくための指針をとりまとめ、全国的に市区町村の自転車ネットワーク計画策定を促しています。

以上の観点から、本計画の基本方針として、歩行者と自転車及び自動車の通行を区分、自転車通行空間を創出し、その上で自転車交通ルールの徹底、マナーの向上を図り、自転車事故の減少を目指すものとします。

2. 対象エリアの設定

本市は、生駒山系に近い一部を除き、平坦な地理的特性から、市域全体で自転車利用が多い状況にあります。

よって、対象エリアは山麓部の旧国道 170 号以東を除く市内全域とします。



3. 自転車ネットワーク路線の選定

対象エリア内において自転車利用の主要路線としての役割を担っており、かつ連続性が確保されるよう下記の STEP により路線を選定します。

なお、今後社会情勢の変化や大阪府または近隣市の計画変更等により、本市ネットワーク計画について変更する必要があるが生じた場合、都度検討するものとします。

【計画案策定の作業手順】

- <STEP1> 対象エリアの道路は全て候補路線（☞平坦で自転車通行が多い）
- <STEP2> 歩道がある路線を対象（☞歩道上に自転車を通行させない）
ただし、歩道がなくてもネットワーク上必要な路線は対象
- <STEP3> 自転車が車道を通行することが望ましくない箇所は除外
ただし、歩道が広幅員で自歩道指定可能な路線は対象
- <STEP4> その他、ネットワークや現場状況等を踏まえ、必要な路線を追加

【国・大阪府管理道路】

- 国道25号（国）
- 国道170号（大阪府） ○（主）大阪中央環状線（大阪府）
- （主）旧大阪中央環状線（大阪府） ○（主）大阪港八尾線（大阪府）
- （主）八尾茨木線（大阪府） ○（一）八尾道明寺線（大阪府）
- （一）大阪八尾線（大阪府） ○（一）八尾停車場線（大阪府）
- （一）住吉八尾線（大阪府）

【本市管理道路】

- 市道弥刀上之島線
- 市道八尾第184・400・401・403・470号線
- 市道曙川第164号線
- 市道竜華第166・316号線
- 市道志紀第22号線
- 市道木ノ本田井中線
- 市道大正第331・372号線

別紙、ネットワーク図面参照

4. 自転車通行空間の整備形態の選定

【自転車道】

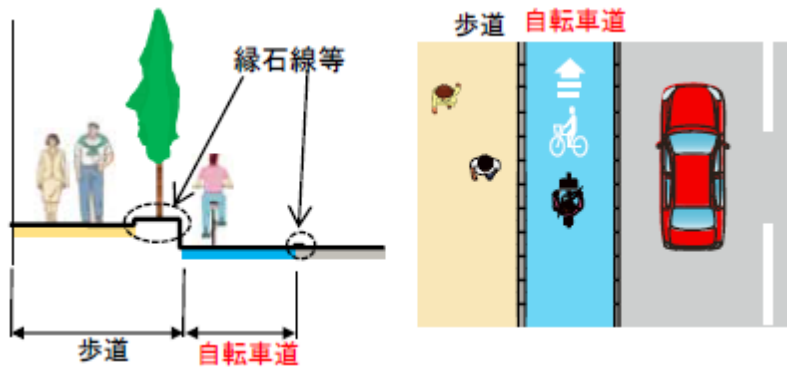
○概要

自転車が通行するための空間として、道路に車道及び歩道から縁石・柵等の工作物により物理的に分離された自転車専用の通行空間を設け、自転車交通と自動車交通、歩行者通行との分離を図ります。

○自転車の通行方法

- ・自転車道が設置された道路では、自転車は、自転車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道の中では、自転車は対面通行となります。（一方通行規制の場合を除く）

○整備イメージ



【出典：ガイドライン I-13】

【自転車専用通行帯】

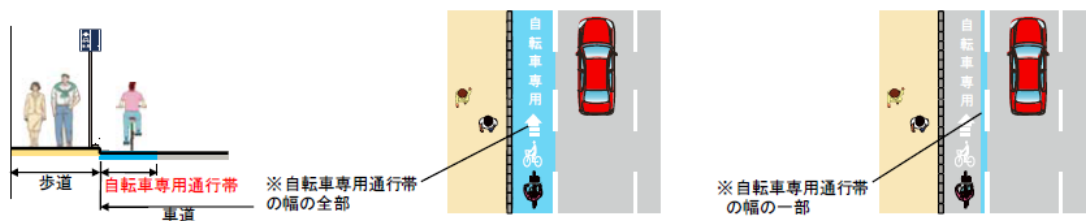
○概要

路肩にある自転車専用通行帯において、啓発看板やピクトマークを設置し、自転車の通行位置を明示します。

○自転車の通行方法

- ・自転車は、自転車専用通行帯を通行しなければなりません。

○整備イメージ



【出典：ガイドライン I-13】

【車道混在（歩道あり）】

○概要

歩道がある道路の路肩に自転車及び矢羽根の路面表示を設置することにより、自転車の車道通行を促します。

○自転車の通行方法

- ・自転車は、路肩（車道左側）を通行しなければなりません。
- ・自転車の通行は、自動車と同じ左側通行となります。

○整備イメージ



【出典：ガイドライン I-13】

【車道混在（歩道なし）】

○概要

歩道がない道路は、自転車及び矢羽根の路面表示を設置することにより、自転車の左側通行を促します。

○自転車の通行方法

- ・自転車は、原則、車道の左側を通行しなければなりません。著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路肩（路側帯）を通行することもできます。
- ・自転車の通行は、自動車と同じ左側通行となります。

○整備イメージ



【出典：ガイドライン I-13】

5. 国・大阪府との連携した取組み

自転車の利用経路や利用範囲など、地域毎の自転車利用状況に応じた自転車通行空間の整備を進めるためには、国・大阪府・本市による自転車ネットワークを構成する必要があります。

従って、国・大阪府における整備と連携し、本市との自転車ネットワークを形成することにより、自転車ネットワーク形成を進めていきます。

駅周辺など幅員が狭い道路については、国・大阪府と連携し、安全でわかりやすい表示方法を導入して、自転車・歩行者の安全確保を図ります。

6. 自転車交通のルール周知、マナー向上について

「自転車安全利用五則」

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ⑤子供はヘルメットを着用

上記は、自転車に乗るときに守るルールで特に重要なものとして、平成19年7月10日に警察庁交通対策本部により決定されたものです。

基本方針でも述べましたとおり、安全で快適な通行には、通行空間の整備のみではなく、自転車交通ルールの徹底、マナーの向上が不可欠です。

○標識（法定外）によるルール周知

ガイドラインによると、法定外の看板や路面表示等により、自転車ネットワーク路線へ案内し、利用を促すことが重要であるとしています。その際、考え方、仕様、色彩等の統一を図るとともに、近隣地域との整合性についても留意することとされています。

適切な箇所に法定外の看板を設置することにより、ルールの周知、徹底を図ります。今後整備予定の路線についても同様、適切な方法で案内を行うことが重要です。



<通行ルールを示す看板を設置している事例>

【出典：ガイドライン Ⅲ－5】

○交通安全運動

春、秋に全国交通安全運動が行われますが、本市ではそれに伴い、関係機関と協力し、街頭での啓発活動及び公民館や各教育施設での交通安全教室等、さまざまな活動を行っています。活動では、交通ルールの遵守やマナーの向上を呼びかけております。今後については、自転車通行空間整備に伴い、自転車安全利用五則を原則とした通行ルールの周知、徹底を図ります。



＜自転車に対する街頭指導を実施している事例＞

【出典：ガイドライン Ⅲ－５】